

一般社団法人日本老年歯科医学会 専門医制度規則

(平成23年6月16日制定)

(平成24年12月19日改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 本制度は、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する基本的知識と診療技術を有する歯科医師を育成することにより、国民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 前条の目的を達成するために、一般社団法人日本老年歯科医学会(以下、「本会」という)は定款第3条第3号に基づき、本会認定老年歯科専門医(以下、「専門医」という)を認定する。

2 本会は専門医を育成するために、本会認定指導医(以下、「指導医」という)及び本会認定専門医研修機関(以下、「専門医研修機関」という)を認定する。

3 本会は本会専門医制度(以下、「専門医制度」という)実施に必要な事業を行う。

第2章 委員会

(委員会の設置)

第3条 本会は、前条の事業を適正に行うために、次の各委員会を置く。

- 1) 認定制度委員会
- 2) 広報・研修委員会
- 3) 認定資格検討委員会
- 4) 研修機関認定委員会
- 5) 認定試験実施委員会
- 6) 専門医試験問題作成委員会

(組織)

第4条 各委員会の構成、委員の任期及び選出方法等は、別に定める各委員会規程による。

(業務)

第5条 各委員会は、各委員会規程によって以下の業務を行う。

- 1) 認定制度委員会は、専門医制度規則、専門医制度施行細則及び専門医制度内規等の改定並びに専門医制度の運用に関わる事項及び専門医、指導医及び専門医研修機関の認定について審議する。
- 2) 広報・研修委員会は、研修カリキュラムの作成及び改定並びに公示に関する業務を行う。
- 3) 認定資格検討委員会は、次の業務を行う。
 - (1) 専門医、指導医の資格審査
 - (2) 専門医、指導医の資格更新、資格喪失及び認定取消に関する審議

- 4) 研修機関認定委員会は、次の業務を行う。
 - (1) 専門医研修機関の資格審査
 - (2) 専門医研修機関の資格更新、資格喪失及び認定取消に関する審議
- 5) 認定試験実施委員会は、専門医認定試験(以下、「試験」という)に関する業務を行う。
- 6) 専門医試験問題作成委員会は、試験の問題作成に関する業務を行う。

第3章 専門医

第6条 専門医の資格を申請する者は、次の各号のすべてを満たさなければならない。

- 1) 日本国の歯科医師免許証を有する者
 - 2) 歯科医師免許登録後、専門医申請時において、継続して5年以上本会正会員である者
 - 3) 本会の認定医として、通算2年以上にわたり高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療に従事している者。認定医については、一般社団法人日本老年歯科医学会認定医制度規則による。
 - 4) 歯科医師の臨床研修修了登録証取得後、専門医研修機関において、本会の定める研修カリキュラムに従い、通算5年以上の研修を修了した者、あるいは、それに準ずる者。なお、認定医研修機関における研修を、3年を上限として、専門医申請のために必要な研修期間に含めることができるものとする。
 - 5) 別に定める所定の実績(研修実績、診療実績及び論文業績、等)を修めた者
 - 6) 認定試験実施委員会が行う試験に合格した者
- 2 前項の規定にかかわらず、本会が認める者は、専門医の認定を受けることができる。
- 3 この規則に定めるものの他、専門医の資格認定等に関し必要な事項は、別に定める専門医制度施行細則による。

第4章 指導医

第7条 指導医の資格を申請する者は、次の各号のすべてを満たさなければならない。

- 1) 本会の専門医として、通算5年以上にわたり高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療に従事している者
 - 2) 高齢者に必要とされる歯科医療に関する深い知識と豊富な臨床経験を有する者
 - 3) 指導医申請時において、継続して10年以上本会正会員である者
 - 4) 専門医研修機関等における研修指導に従事し、専門医の育成を担当する資質を有する者
 - 5) 申請前の5年間にわたり、別に定める所定の実績(研修実績、診療実績及び論文業績、等)を修めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、本会が認める者は、指導医の認定を受けることができる。

- 3 この規則に定めるものの他、指導医の資格認定等に関し必要な事項は、別に定める専門医制度施行細則による。

第5章 研修カリキュラム

第8条 本制度における研修カリキュラムは、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する基本的知識と診療技術を修得し、地域の歯科医師及び医師からの要請に応えることができる能力を養成することを目的として編成される。

第9条 研修カリキュラムの内容は以下に定める。

- 1) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する基本的知識と診療技術の研修
- 2) 生涯研修
 - (1) 学会及び研修会等に参加
 - (2) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する発表
 - (3) 医療倫理、医療安全管理、感染予防対策及び個人情報保護等に関する研修
- 2 この規則に定めるものの他、研修カリキュラムに関し必要な事項は、別に定める。

第6章 専門医研修機関

(専門医研修施設並びに専門医関連研修施設)

第10条 専門医研修機関に本会認定専門医研修施設(以下、「専門医研修施設」という)及び本会認定関連専門医研修施設(以下、「専門医関連研修施設」という)を置く。

(施設の資格)

第11条 本会は、次の各号に定めるすべてに該当する施設を専門医研修施設として認定する。

- 1) 専門医の研修指導及び育成を行う施設であること
 - 2) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療が、所定の件数以上行われている施設であること
 - 3) 指導医が1名以上常勤し、前章の研修カリキュラムに則した研修指導体制がとられていること
 - 4) 研修の実施に必要な設備、図書などを有していること
 - 5) 教育行事の開催が恒常的に行われていること
- 2 前項の規定にかかわらず、本会が認める施設は、専門医研修施設の認定を受けることができる。
- 3 この規則に定めるものの他、専門医研修施設の資格認定等に関し必要な事項は、別に定める専門医制度施行細則による。

第12条 本会は、次の各号に定めるすべてに該当する施設を専門医関連研修施設として認定する。

- 1) 専門医の研修指導及び育成を行う施設であること
- 2) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療が、所定の件数以上行われている施設

- であること
- 3) 専門医関連研修施設は、専門医が常勤するか指導医が常勤・非常勤を問わず継続的に在籍していること
 - 4) 専門研修施設と連携のもとに、前章の研修カリキュラムに則した研修指導体制がとられていること
 - 5) 研修の実施に必要な設備、図書などを有していること
 - 6) 教育行事の開催が恒常的に行われていること
- 2 前項の規定にかかわらず、本会が認める施設は、専門医研修施設の認定を受けることができる。
- 3 この規則に定めるものの他、専門医研修施設の資格認定等に関し必要な事項は、別に定める専門医制度施行細則による。

第7章 資格の更新

(更新義務)

- 第13条 専門医、指導医、専門医研修機関(専門医研修施設並びに専門医関連研修施設)は5年毎にその資格を更新しなければならない。
- 2 更新時、専門医の必要研修単位を満たさなかったもので、本会認定医制度規則第14条を満たすものは、認定医として更新することができる。
 - 3 更新の申請方法、審査並びに認定方法等については別に定める専門医制度施行細則による。

第8章 資格の喪失並びに認定の取消

(事由)

- 第14条 専門医及び指導医が次の事項に該当するとき、認定資格検討委員会及び認定制度委員会において審議し、理事会の議を経て、認定を取り消す。
- 1) 本人が資格の辞退を申し出たとき
 - 2) 日本国歯科医師の免許を喪失したとき
 - 3) 本会正会員の資格を喪失したとき
 - 4) 第7章に定める更新の手続きを行わなかったとき
 - 5) 認定資格検討委員会及び認定制度委員会が専門医又は指導医として不適当と認めるとき
 - 6) 本会認定医制度規則第18条に基づき、認定医の資格を喪失したとき
- 2 前項第1号、第2号、第5号及び第6号に該当する資格の喪失の適否については、認定資格検討委員会及び認定制度委員会の議を経なければならない。
- 3 認定制度委員会は、本条第1項第5号に基づく資格喪失については、当該専門医あるいは指導医に対し、弁明の機会を与えるものとする。

(認定証の返還ならびに登録の抹消)

第 15 条 前条により認定を取り消された専門医あるいは指導医は、速やかに本会に認定証を返還しなければならない。

2 本会は認定証の返還後、登録を抹消する。

第 9 章 専門医研修機関(専門医研修施設並びに専門医関連研修施設)の認定取消

(事由)

第 16 条 専門医研修機関が次の事項に該当するとき、研修機関認定委員会及び認定制度委員会において審議し、理事会の議を経て、認定を取り消す。

1) 専門医研修機関の必要条件を欠いたとき

2) 第 7 章に定める更新の手続きを行わなかったとき

3) その他、研修機関認定委員会が専門医研修機関としてふさわしくないと判定したとき

2 研修機関認定委員会は、専門医研修機関が前項第 3 号に該当する場合、当該施設の代表者に対し、判定する前に弁明の機会を与えるものとする。

3 この規則に定めるものの他、専門医研修機関の認定取消等については別に定める。

(認定証の返還ならびに登録の抹消)

第 17 条 前条により認定を取り消された専門医研修機関の代表者は、速やかに本会に認定証を返還しなければならない。

2 本会は認定証の返還後、登録を抹消する。

第 10 章 補則

第 18 条 本規則は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

第 19 条 本規則の第 3 章から第 6 章の規定は、平成 26 年 1 月 1 日以降の申請並びに更新申請から適用する。

第 20 条 本規則施行後から平成 25 年 12 月 31 日までに専門医あるいは指導医の資格を取得しようとする者に対する資格取得の方法等については、暫定措置を定める。

第 21 条 本規則の改定は、認定制度検討委員会の議を経て、理事会の承認を必要とする。

附 則

1 この規則は、平成 23 年 6 月 16 日より施行する。

2 この規則は、平成 24 年 12 月 19 日より施行する。